

## ○ 地方自治法の一部を改正する法律の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正について

平成七年四月一日 庁保伝第一四三号  
各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通達

「地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四八号）」が平成六年六月二十九日に公布されるとともに、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成六年法律第四九号）」が同日公布され、同法により、別添のとおり、文化財保護法の一部が改正されました。これらは、いずれも平成七年四月一日に施行されることとなっております。

ついては、これらの施行に伴う文化財保護事務について、遺漏なく処理して下さるようお願いいたします。

なお、このことについて、管下市（区）町村教育委員会に対してもその趣旨が徹底されるようよろしくお取り計らい願います。

記

### ○ 文化財保護法の一部改正について

#### 1 背景・経緯

今回の地方自治法の一部改正においては、地方制度調査会の答申を踏まえ、政令指定都市以外の都市で規模・能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにすることを目的として「中核市」を制度化することとしている。

なお、文化財保護法第一〇〇条の改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において措置されている。

#### 2 現行制度の概要

- (7) 重要文化財又は重要有形民俗文化財（以下「重要文化財等」という。）の所有者に対し、文化庁長官の行う公開の事業に出品するよう勧告、命令又は出品を承認することができることとされている（文化財保護法第四八条、第五六条の一六）。
- (イ) 文化庁長官は、上記により所有者から出品された重要文化財等を地方において公開する場合は、都道府県又は指定都市の教育委員会に対して、出品された重要文化財等の管理の事務を委任することができる。

#### 3 改正内容

文化財保護法第一〇〇条を改正して、都道府県又は指定都市の教育委員会に対し、出品された重要文化財等の管理の事務を委任することができることとされているのを、新たに「中核市」の教育委員会に対しても、上記の管理の事務を委任できるようにする。

別添（省略）